

米ドル建一時払終身保険

(無告知型/無配当)

ご確認事項

- ・ご契約の際は、「重要事項説明書(契約概要)」「重要事項説明書(注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、為替リスクやご負担いただく費用についてご確認ください。
- ・担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

この商品は生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
また、この商品は米ドル建保険のため、為替リスクがあります。

米ドル建一時払終身保険 (無告知型/無配当)

特長と仕組図



米ドル建の保険です。

- **為替リスクがあります。**円でお払い込みの場合、または円でお受け取りの場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた金額を下まわり、損失が生じるおそれがあります。**

詳しくは6ページ「為替リスクについて」をご覧ください



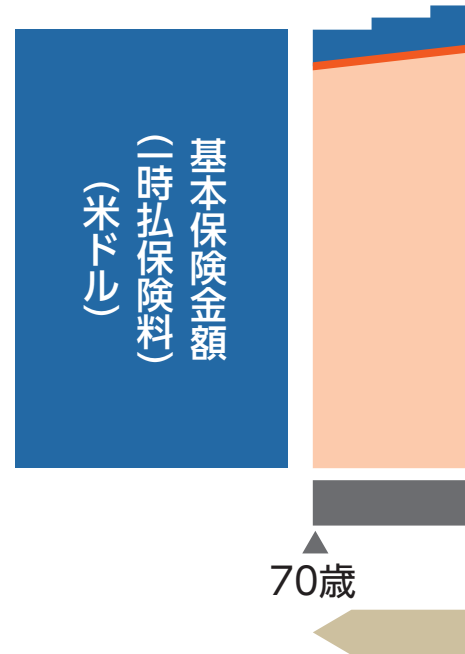
健康状態に不安のある方でもお申し込みいただけます。

- 告知や診査なしでお申し込みいただけます。
- 契約者または被保険者が入院中の場合などは、お申し込みいただけません。



契約者貸付をご利用いただけます。

詳しくは7ページ「契約者貸付」をご覧ください



ご契約例 [基本保険金額: 10万米ドルの場合]

(単位:米ドル)

性別	契約年齢	逓増率	第2保険期間の死亡保険金額	解約返戻率*4 (経過年数*5)		
				5年	10年	15年
男性	50歳	6.7076%	200,614.00	104.5%	117.4%	130.2%
	60歳	4.3950%	165,925.00	104.3%	116.6%	127.8%
	70歳	2.8311%	142,466.50	103.8%	115.1%	124.7%

*4 解約返戻率 (%)は解約返戻金額÷一時払保険料×100 (小数第2位切り捨て) で計算しています。

*5 経過年数は契約日から起算した年数のことを表します。

保障は一生涯続きます。

- ご契約後の15年間は、契約時に定めた通増率により、死亡保険金額が1年ごとに一定の額ずつ増加します。16年目以降は、終身にわたって定額のまま推移します。

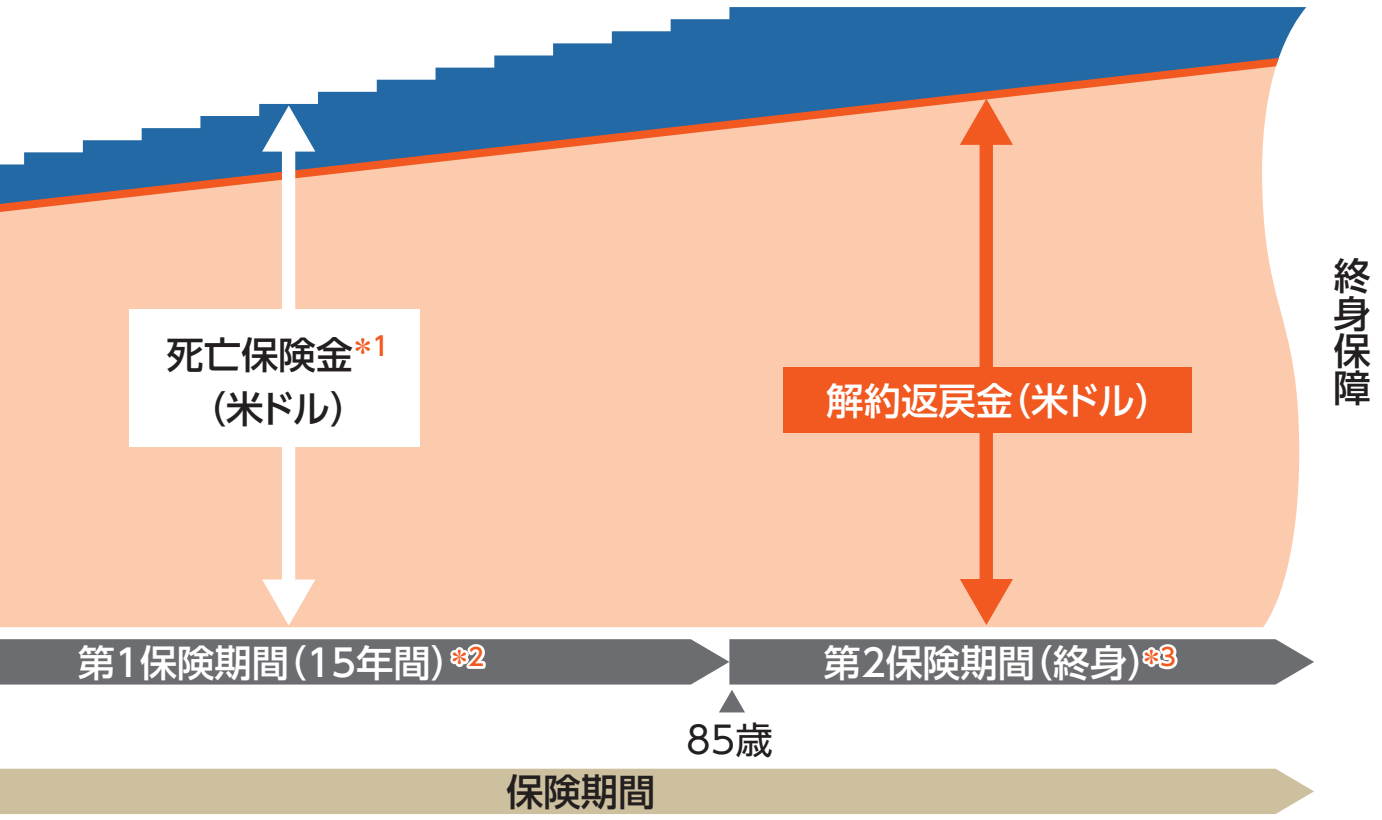
詳しくは4ページ「保険金のお支払い事由とお支払い金額」をご覧ください



相続対策にご活用いただけます。

- 死亡保険金は、原則、「受取人固有の財産」となるため、遺産分割協議の終了を待たずに受け取ることができます。
- 複数の受取人を指定された場合、それぞれの受取人から死亡保険金をご請求いただけます。

図はイメージです。



*1 契約日から1年間の死亡保険金額は、基本保険金額（一時払保険料）と同額（米ドル）です。
 *2 死亡保険金額は1年ごとに一定の額ずつ増加します。
 *3 死亡保険金額は定額のまま推移します。

(単位:米ドル)

性別	契約年齢	通増率	第2保険期間の死亡保険金額	解約返戻率*4 (経過年数*5)		
				5年	10年	15年
女性	50歳	8.7870%	231,805.00	104.7%	117.9%	132.0%
	60歳	5.7622%	186,433.00	104.6%	117.6%	130.7%
	70歳	3.6081%	154,121.50	104.3%	116.7%	127.9%



保険金のお支払い事由とお支払い金額

お支払い事由・お支払い金額の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

◆お支払い事由

お支払いする保険金	お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡日の死亡保険金額	死亡保険金受取人

◆死亡保険金額の計算方法

死亡日	死亡保険金額
第1保険期間	基本保険金額+基本保険金額×逦増率 ^{*1} ×死亡日までに契約応当日が到来した回数
第2保険期間	基本保険金額+基本保険金額×逦増率 ^{*1} ×15

*1 逦増率とは、「死亡保険金額が増加する割合」をいい、契約年齢や性別によって異なります。

・契約日から1年間の死亡保険金額は、基本保険金額(契約時にお払い込みいただく一時払保険料の金額)と同額(米ドル)です。



死亡保険金額と解約返戻金額の推移

■ 被保険者:50歳 ■ 保険期間:終身 ■ 基本保険金額(一時払保険料):100,000米ドル



■ 被保険者:男性
■ 逦増率:6.7076%



■ 被保険者:女性
■ 逦増率:8.7870%

(単位:米ドル)

(単位:米ドル)

保険年度 ^{*2}	年齢	死亡保険金額	解約返戻金額 ^{*3}
1年	50歳	100,000.00	94,917.30
2年	51歳	106,707.60	97,278.00
3年	52歳	113,415.20	99,680.10
4年	53歳	120,122.80	102,121.30
5年	54歳	126,830.40	104,599.10
6年	55歳	133,538.00	107,109.90
7年	56歳	140,245.60	109,650.00
8年	57歳	146,953.20	112,215.50
9年	58歳	153,660.80	114,802.20
10年	59歳	160,368.40	117,404.80
11年	60歳	167,076.00	120,015.90
12年	61歳	173,783.60	122,625.30
13年	62歳	180,491.20	125,219.80
14年	63歳	187,198.80	127,783.60
15年	64歳	193,906.40	130,295.10
16年	65歳	200,614.00	132,727.70
21年	70歳	200,614.00	144,778.80
31年	80歳	200,614.00	167,437.10
⋮	⋮	⋮	⋮

保険年度 ^{*2}	年齢	死亡保険金額	解約返戻金額 ^{*3}
1年	50歳	100,000.00	94,927.10
2年	51歳	108,787.00	97,301.70
3年	52歳	117,574.00	99,723.20
4年	53歳	126,361.00	102,191.20
5年	54歳	135,148.00	104,705.20
6年	55歳	143,935.00	107,265.50
7年	56歳	152,722.00	109,871.80
8年	57歳	161,509.00	112,524.00
9年	58歳	170,296.00	115,220.10
10年	59歳	179,083.00	117,956.80
11年	60歳	187,870.00	120,730.20
12年	61歳	196,657.00	123,534.00
13年	62歳	205,444.00	126,360.40
14年	63歳	214,231.00	129,202.40
15年	64歳	223,018.00	132,049.80
16年	65歳	231,805.00	134,891.20
21年	70歳	231,805.00	149,675.80
31年	80歳	231,805.00	180,325.20
⋮	⋮	⋮	⋮

*2 保険年度は、契約日(または契約応当日)を含めて1年を指します。

*3 解約返戻金額は、その保険年度が経過した直後の金額です。

付加していただく特約と為替レートについて

付加していただく特約について

すべてのご契約に以下2つの特約を付加していただけます。特約のみの解約はできません。
なお、特約の保険料はありません。

◆円換算払込特約

米ドル建の保険料を円に換算してお払い込みいただける特約です(一時払保険料は円・米ドルどちらでもお払い込みいただけます)。円でお払い込みの場合、換算基準日は右記のとおりです。

対象	換算基準日 ^{*4}
一時払保険料	当社が領収する日
契約者貸付金を返済する場合の元利息	

◆円換算支払特約

保険金・解約返戻金等のお受け取りを米ドルか円のいずれかを選択できる特約です。円でお支払いの場合、換算基準日は右記のとおりです。

対象	換算基準日 ^{*4}
死亡保険金	必要な書類が当社に到着した日
解約返戻金	
契約者貸付金	必要な書類が当社の本社に到着した日

^{*4} 換算基準日が当社の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。

当社所定の為替レートについて

米ドルを円を取り扱う場合、以下の費用がかかります。当社所定の為替レートには為替手数料(0.01円/1米ドル)が含まれます(2019年1月現在)。為替手数料は将来変更する可能性があります。当社所定の為替レートは、以下のとおり当社が指標とする銀行(三菱UFJ銀行^{*5})の為替レートにより決定します。

◆円で保険料をお払い込みいただく場合

円換算払込特約用為替レート	換算基準日における当社所定の為替レート(TTM ^{*6} +0.01円)
---------------	---

円換算払込特約用為替レートは換算基準日のTTS(対顧客電信売相場)を上まわらない範囲で決定します。

◆円で保険金・解約返戻金等をお受け取りになる場合

円換算支払特約用為替レート	換算基準日における当社所定の為替レート(TTM ^{*6} -0.01円)
---------------	---

円換算支払特約用為替レートは換算基準日のTTB(対顧客電信買相場)を下まわらない範囲で決定します。

^{*5} 2019年1月現在。将来変更する可能性があります。

^{*6} TTM: 対顧客電信相場の仲値。

- ・米ドルで取り扱う場合、お客さまがご利用される金融機関により、各種手数料が別途必要な場合がありますので、ご利用の金融機関にご確認ください。
- ・保険金・解約返戻金等を米ドルで受け取る場合、お客さまに米ドルを受領できる口座を準備していただく必要がございます。
- ・TTSまたはTTBについて1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

保険関係費用について

お客さまにご負担いただく「保険関係費用」は以下のとおりです。

時期	費用
ご契約を締結する時	以下の金額を一時払保険料から控除します。 ・基本保険金額10米ドルにつき0.04米ドル ・一時払保険料に5.46~7.00%を乗じた額(契約年齢によって異なります)
ご契約日以後 (年単位の契約応当日)	ご契約の維持・死亡保障に要する費用として、以下の金額を責任準備金から控除します。 ・基本保険金額10米ドルにつき0.02米ドルに、性別・年単位の契約応当日の年齢などにより定まる金額を加えた額
解約・減額をした時	ご負担いただく費用(解約控除費用)はございません。

!! 為替リスクと為替相場の変動について

為替相場の変動による価格変動リスクのことを「**為替リスク**」といいます。
この保険には以下のような**為替リスク**があります。

- ・ 保険金や解約返戻金等を円で受け取る場合、為替レートの変動に応じてお受け取りになる金額が変動 (増減) します。

例えば以下のケースで「損失が生じる可能性」があります。

* 受け取る保険金や解約返戻金等の円換算金額が、ご契約時における保険金や解約返戻金等の円換算金額を下まわる場合

* 円で受け取る保険金や解約返戻金等の金額が、円で払い込んだ一時払保険料を下まわる場合

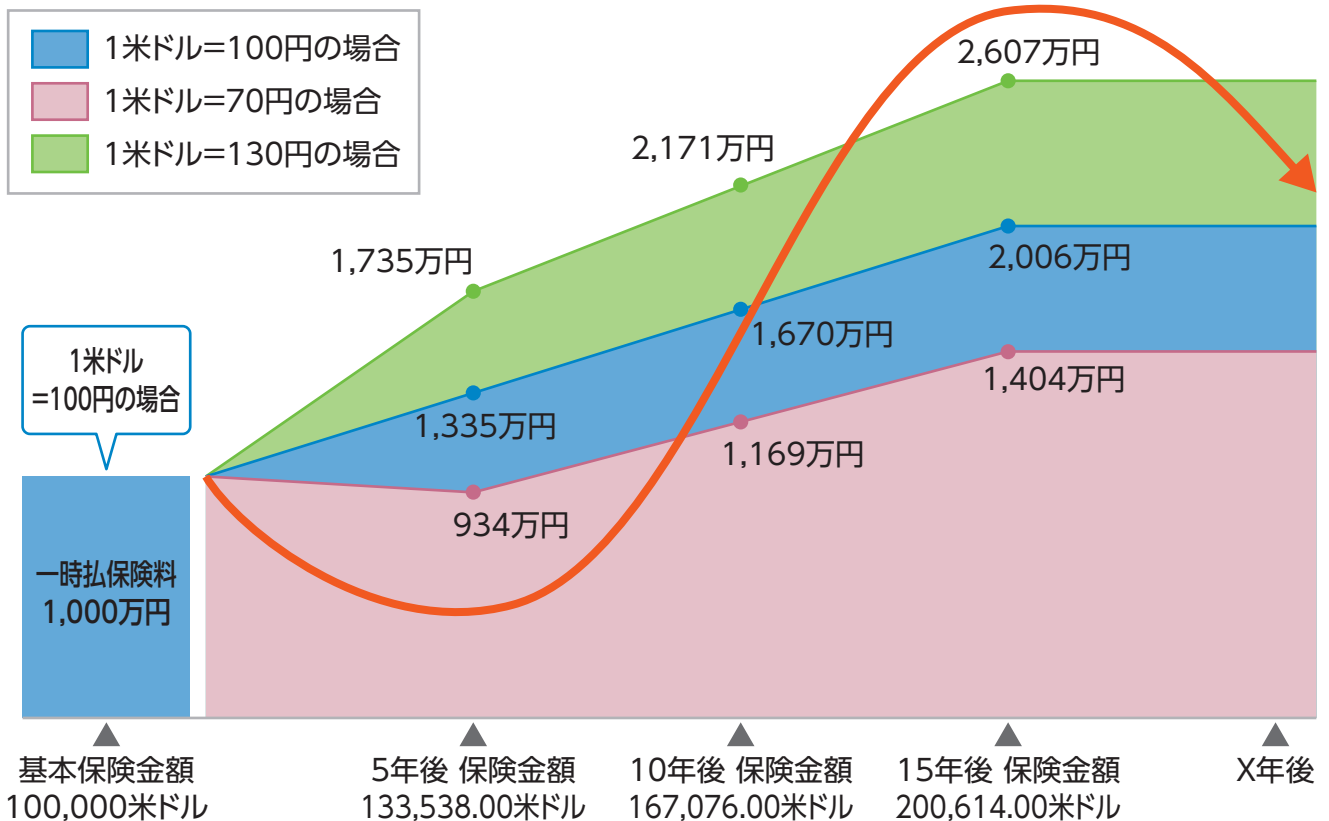
- ・ これらの**為替リスク**はご契約者および受取人に帰属します。

※ 保険金は最長10年米ドル建で据置することができます。

詳しくは7ページ「保険金の据置支払」をご覧ください

下記は、為替相場の変動 (増減) による死亡保険金額への影響を分かりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

- 被保険者: 50歳男性
- 基本保険金額 (一時払保険料): 100,000米ドル





ご契約に際して

契約年齢範囲	50歳～90歳(男性・女性共通)
取扱保険金額	1万米ドル～円に換算*1して3億円 *1 円に換算する際は当社所定の為替レートを使用します。
保険料払込方法	一時払
ご契約時に 付加していただく特約	円換算払込特約 円換算支払特約
契約者貸付	<p>解約返戻金の所定の範囲内で貸付を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付金の元利合計額が当社所定の限度額を超え、所定の期日までに所定の金額のお払い込みがなかった場合、この保険は効力を失い、復活することができません。 契約者貸付金を円で受け取る場合や、契約者貸付金の元利金をご返済いただく場合は、為替相場の変動により、契約者貸付金やご返済いただく契約者貸付金の元利金が増減します。 ご返済は円のみのお取り扱いとなります。
保険金クイックサービス について	<p>保険金支払のお手続きを簡素化し、ご加入いただいている生命保険の保険金を最短で当日にお受け取りいただけるサービスです。ご請求いただいた当日に10万米ドル*2までお支払いいたします。</p> <p>*2 受取通貨は円のみとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の受取人を指定された場合は、保険金クイックサービスはご利用いただけません。 このサービスのご利用にあたっては所定の制限がございますので、担当者までお問い合わせください。
年金でのお受け取り	<p>5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます*3。</p> <p>*3 受取通貨は円のみとなります。</p>
保険金の据置支払	<p>保険金の一部または全部を当社所定の据置利率で最長10年据置することができます。保険金は米ドル建て据置します(円建ての据置はできません)。</p> <p>据置金のご請求時、米ドルでの受取または円での受取のいずれかをお選びいただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 据置金の一部受取や、再度の据置はできません。 円で受け取る場合には為替の変動により受取金額が増減しますのでご注意ください。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》☎ **0120-158-821**

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

登録No.SL-SP12-529

担当者

商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。